

電気通信番号規則の一部改正について

(諮問第3059号)

<目次>

1 報告書（案）	1
2 改正概要	5
3 新旧対照表	13

・電気通信番号規則の一部を改正する省令案

(参考)

・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	24
・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案	29

平成25年11月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 東海 幹夫 殿

電気通信番号委員会
主査 酒井 善則

報告書(案)

平成25年10月2日付け諮問第3059号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方(案)

意 見	考 え 方
<p>意見1 電気通信番号の効率的な使い方を検討すべき。</p> <p>電話番号と言ってもドコモやイー・モバイル等が提供する通話ができないデータ通信専用プランの端末や SIM にも通常の携帯電話の番号(080,090)が割り振られている。これらとプリペイド端末を 070 でやれば良かったのにと前々から考えていた。</p> <p>通話とデータ通信専用の番号がごっちゃ混ぜなので、この際ちゃんと棲み分けをして番号を効率的に使うのも考えた方がいいです。</p> <p>私は PHS と携帯の MNP は大賛成です。今はスマートフォンがこれだけ普及すれば、docomo.ne.jp 等のキャリアメールは設定方法が難しいこともあって全く使っていない人が増え、SMS さえ相互に使用すればいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人1)</p>	<p>考え方1</p> <p>携帯電話及びPHSへ指定する電気通信番号について、その用途等により電気通信番号の棲み分けを行うことのご提案については、M2M※サービス等への電気通信番号の導入の検討と併せて改めて検討することが適当であり、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本件省令案に賛成のご意見として承る。</p> <p>なお、SMSについては、番号ポータビリティの導入と合わせて、PHSと携帯電話と相互に利用可能となる予定と聞いている。</p> <p>※ M2M : Machine to Machine の略。人を介在せず、機器が相互に通信しあう通信形態。</p>
<p>PHS と携帯電話間での MNP を可能にする電気通信番号規則の変更に伴い、第9条第1項第4号や別表第1第7号を削除扱いではなく完全になかったことにする(番号の切り上げ)をすることの意図が理解できないが概ね賛同する。</p> <p>ただし、携帯電話事業者には音声通話の伝送を主とする契約に対し、客からの希望があった場合(MNP および客の希望番号を割り当てるサービスを客が利用した場合など)を除いて 070 から始まる識別番号を割り当てず、データ通信を主とする契約および、電話番号配信のために用いる仮電話番号に 070 から始まる識別番号を優先して割り当てる努力義務を課す必要があると感じる。</p> <p>そして MNP の開始日は 10 月からではなくもっと早い時期であることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">(個人2)</p>	<p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本件省令案に賛成のご意見として承る。</p> <p>070 から始まる番号の使用方法については、携帯電話事業者において、音声通話の伝送を主とする契約に対して使用しても特段問題は生じないと考えられるが、携帯電話とPHSへ指定する電気通信番号について、どのような用途に使用する番号とするかどうかについては、M2Mサービス等への電気通信番号の導入の検討と併せて改めて検討することが適当であり、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>MNPの開始については、電気通信事業者における検討やシステム改修などを考慮して決めているところであり、本省令改正案の施行日から大幅な前倒しは難しいと聞いている。</p>
<p>意見2 電気通信番号の指定についての要望。</p>	<p>考え方2</p>
<p>改正案では、携帯事業者および PHS 事業者に対して番号指定を実施するにあたって、090/080/070 番号帯を区別なく指定できるように解釈できま</p>	<p>総務省から携帯電話事業者及びPHS事業者へ指定する電気通信番号のうち、070-5 及び 6 についてはPHS事業者1社のみ指定されている</p>

す。従来の番号指定方法である 070-5,6 を PHS 事業者、070-1~4、7~9、080、090 を携帯電話事業者に指定するといった方法が変更となる場合、想定外の改修コストや改修期間等への影響が発生する場合があります。

当社は「携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの実現」に向け、従来の番号指定の考え方を参考に、利用者利便性の向上等に資するため、現在携帯電話・PHS事業者との確認を行いながら、ネットワークの改修等に取り組んでいるところです。従って、携帯電話・PHS事業者への番号指定については、当面は従来の指定方法とし、今後、番号指定の方法を変更する場合には、十分な議論と周知期間を経て進めていきたいと考えます。

(NTT西日本)

(NTT東日本)

当社は携帯電話・PHSの番号ポータビリティに向けて、携帯・PHS事業者との協議に則り、弊社内のネットワーク改修等に取り組んでおりますが、今回の省令改正案では、従来の指定条件である

・携帯電話：070-C（C=0,5,6を除く）、080、090

・PHS：070-C（C=5,6）

を超えた電話番号の指定が可能なように解釈できます。

070-C（C=5,6）に携帯、070-C（C=0,5,6を除く）/080/090にPHS、といった指定範囲の変更については、これまで十分な議論はされておらず、仮に変更となった場合、各事業者においては、想定外のネットワークの影響や、それに伴う追加改修が発生する可能性があります。

また、仮に070-5,6の空き番号に携帯番号を指定する場合、平成24年3月1日の情報通信審議会電気通信事業政策部会答申に記載のあるように、利用可能な番号数は510万番号のみであり、年間700万番号のペースで携帯番号の指定が見込まれること、さらには、M2Mサービスの潜在需要も相当数あること（需要母体31.7億）から、今後の携帯番号等の枯渇状況によっては、090-0番号を携帯電話に開放することを見送った際と同様、有効な対策とはならない可能性もあります。

今後の番号指定にあたっては、従来の番号指定の考え方を踏襲した運用対処を進めつつ、需要増により番号枯渇が想定される場合は、事業者における追加改修の影響や今後の携帯、PHS番号の需要動向等を踏まえ、他0A0番号の開放を含めた十分な議論と準備期間が必要であると考えます。

(NTTコミュニケーションズ)

ところである。携帯電話事業者及びPHS事業者への電気通信番号の指定状況及び番号利用数並びに同事業者のシステム改修等を総合的にかんがみると、当面は現行の規定※に準じた電気通信番号の指定していくことが適当と考える。総務省においては、可能な限り関係事業者の要望を聞き、調整を行った上で、電気通信番号の指定を行っていくことが適当と考える。

また、今後、070の番号帯の不足を想定して、総務省においてはその対応について十分な議論と準備期間を用意することが必要と考える。

※ 電気通信番号規則（平成25年11月時点）により、070-1~4、7~9は携帯電話事業者に対して、070-5,6はPHS事業者に対して、電気通信番号の指定を行っている。

<p>意見3 識別音に係る問題点の検討のフォローの要望。</p> <p>1) ポータビリティの導入について 平成24年3月に情報通信審議会答申で指摘されたポータビリティ導入の課題に対して、一応の対策がとられたことから導入に際しての異論はございません。</p> <p>2) 識別音について 音声通話において呼び出し音(RBT)が鳴るまでの短い時間内に発信者に聞こえる音(以下「識別音」と省略します)については、今後音声通話サービスの多様化、提供事業者の増加に伴い、識別音の種類が増加するため、各識別音の区別が難しくなる可能性(特に識別音が信号音の場合)があると想定されます。現在、事業者間で識別音の現状調査等を行っていることから、そうした場にて今後も引き続き識別音に係る問題点を検討する等フォローしていくことが望ましいと考えます。 (NTTドコモ)</p>	<p>考え方3</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成のご意見として承る。</p> <p>識別音については、関係事業者において現状調査等を行っているとのことであり、総務省においては、その調査状況や国際動向等について注視し、その結果を踏まえ必要に応じ検討を行っていくことが適当と考える。</p>
<p>意見4 賛成。移動体通信市場の活性化に繋がる。</p> <p>「携帯電話の電気通信番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等のあり方」の答申でも示されたとおり、携帯電話とPHS間において、番号ポータビリティを導入することは、移動体通信市場の活性化に繋がるため賛成いたします。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方4</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成のご意見として承る。</p>
<p>意見5 施行日が遅い。</p> <p>今回の改正は利用者の利便性向上につながるものと評価しますが、施行日が1年も先というのはあまりにも時間がかかりすぎています。 国の取り組みは公共事業も含めてですが、時間がかかり過ぎだとも思います。事業者の準備もあるとは思いますが、もっとスピード感を持って進めていただきたい。 (個人3)</p>	<p>考え方5</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、本件省令案に賛成のご意見として承る。</p> <p>施行日については、電気通信事業者における検討やシステム改修などを考慮して決めているところであり、本省令改正案の施行日から大幅な前倒しは難しいと聞いている。 ただし、国の取り組みについてはご意見のとおり、可能な限りスピード感を持って努めてもらうことが必要であると考えます。</p>

電気通信番号規則の一部改正について

I 背景

情報通信審議会において、平成26年度内に携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ（以下「番号ポータビリティ」という。）の導入を目指すことが適当である旨の答申が示されている（平成24年3月1日情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」）。同答申において、番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者利便の向上や、より一層の競争環境の進展等の効果が見込まれることから、利用者保護が図られることを前提として導入が適当とされている。

そのため、同答申で示されたPHSへの発信に係る識別音挿入を行い、携帯電話とPHSの識別性確保に向けた対応をPHS事業者において実施する等の利用者利便の確保が可能となったことから番号ポータビリティの実現を図るべく、電気通信番号規則の一部改正を行うものである。

なお、同答申で示された携帯電話番号の需要増加に伴う電気通信番号の不足に対応するための携帯電話番号への070番号開放については平成24年度に電気通信番号規則を改正済み。

II 改正の概要

○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【9条、20条等】の一部改正 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ義務規定の導入

本件は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入するため、関係規定の改正を行うものである。

ただし、次の端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は含まない。

ア 携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備（衛星船舶電話、衛星携帯電話）

イ 提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備

（参考：諮問対象外）

○ 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第28及び第29関係】及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】の一部改正

- ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。

Ⅲ 附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第20条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の背景

番号ポータビリティに対する利用者のニーズ

- ・携帯電話やPHSの電話番号については、個人とひもづいた形での利用が進展しており、番号ポータビリティに対する利用者の要望は強いものと考えられる。

※携帯電話及びPHSの利用者に対するアンケートでは、PHS利用者の約38%、携帯電話利用者の約15% が両サービス間の番号ポータビリティを利用したいという結果となっている(情報通信審議会答申より)。

携帯電話とPHSのサービス状況

- ・PHSのサービス提供エリア、人口カバー率拡大
- ・携帯電話とPHSの料金格差の縮小

※PHS人口カバー率 99%

※固定電話発-携帯電話・PHS着料金

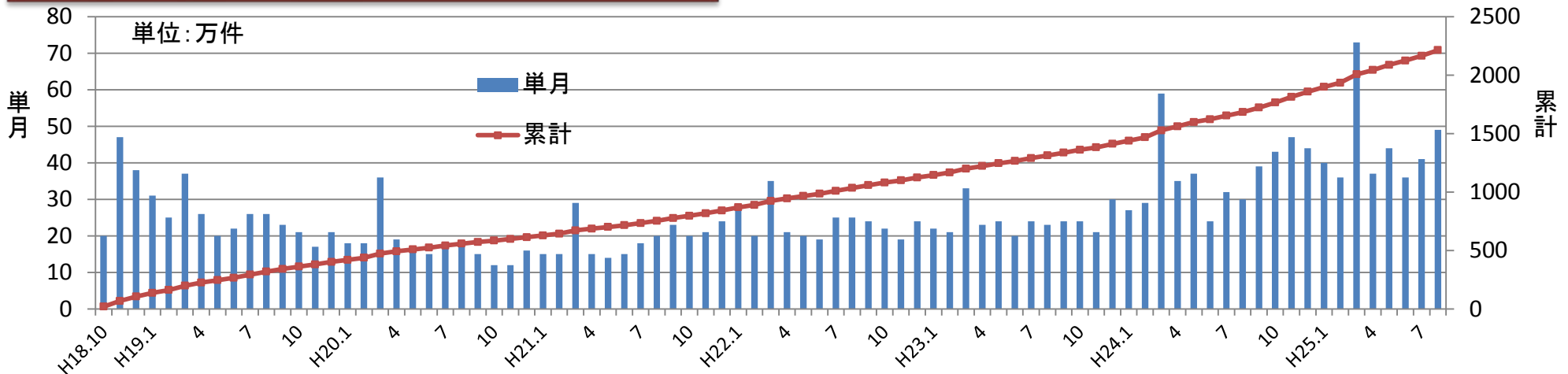
NTTドコモ:60円、KDDI:90~120円、ソフトバンクモバイル:120円、イー・アクセス:60円、ウィルコム:40~130円(平日昼間3分 税抜)

- ・携帯電話の基本料金、通話料金の低廉化
- ・サービスの多様化

※ARPU 平成18年度→平成24年度 30.3%減(平成25年版情報通信白書より)

※各社無料サービス、家族割引サービス等の提供

携帯電話番号ポータビリティ利用数の推移



携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の課題

(情報通信審議会答申(平成24年3月)で指摘された課題)

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護

・携帯電話とPHSとの料金差に関する識別性確保に向けた措置の検討が必要である。

→PHS事業者において、PHS着信時に識別音を導入することにより接続先がPHSかどうか識別可能となるよう措置を行うとのこと。

携帯電話とPHS間のSMS(ショートメッセージサービス)相互接続

・現在は携帯電話とPHS間ではSMSサービスが実現されていないが、番号ポータビリティによりSMSサービスの相互接続に向けた検討を進めることが適当である。

→PHS事業者では、携帯電話とPHS間でSMS相互接続に向け協議を実施しており、対応可能なPHS端末を開発中とのこと。

選択中継サービスの利用

・関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、PHSへの選択中継サービスからの発信に対応することが求められる。

→選択中継に対応するために、各社協議を実施中。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入までには対応可能とのこと。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の課題への対応状況

平成24年3月の情報通信審議会答申において、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期については、「利用者保護の観点から（略）選択中継をはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。」旨記載されているところ。

主な対応状況については次のとおり。

1 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護

また、無料通話サービスが提供されているPHS間の通話や固定電話及び携帯電話からのPHSへの発信に係る識別音の挿入（一部の携帯電話間の通話では導入されている）による識別性の確保については、無料通話の相手先が分かっている場合は、あえて識別音の挿入による識別は不要との意見もあるものの、利用者保護に資すると認められる。このため、料金差が生じている現状においては、PHS事業者において、PHSへの発信の際に携帯電話と識別できる仕組みを導入することが適当である（情報通信審議会答申より）。

現在の携帯電話及びPHSの識別音等の対応状況

着信先	識別音等	備考
NTTドコモ	「ドコモ♪」（音声）	同社の音声通話定額サービス対象時のみ挿入
KDDI （沖縄セルラー含む）	「プッ、プッ、プッ、・・・」 （端末検索時に挿入される音）	端末検索（ページング）に対して端末の応答が早い場合は、ほとんど挿入されずに呼び出し動作となる場合がある。
ソフトバンクモバイル	「プププッ、プププッ」 （約2秒間）	
イー・アクセス	「プー、プー、プー、プー」 （約2秒間）	
ウィルコム	「プープー、プープー」 （約2秒間）	平成25年10月末より全国提供開始

2 携帯電話とPHS間のSMS（ショートメッセージサービス）相互接続

また、関係事業者においては、新たに接続するSMSサービスへの利用の増加の見込み等により、設備投資が関係事業者の過度の負担とならない限り、利用者利便の向上の観点から、将来的なSMS相互接続の実現に向けた検討を進めることが適当である（情報通信審議会答申より）。

携帯電話間では平成19年7月13日からSMS相互接続を提供開始しているが、PHSは相互接続の対象となっていない。これは、携帯電話事業者のSMSはSMSセンター（サーバー）を経由する方式であるが、PHS事業者が提供するSMSは端末間直接伝送方式（SMSセンターが存在しない）ことなどが要因となっている。

そこで、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に当たっては、PHSでも携帯電話事業者のSMSの仕組みを導入することとしているが、現行の端末ではPHS端末対応できないため、携帯電話と相互接続するSMSに対応した新たなPHS端末を開発しているところである。SMSの利用の可否は以下の通り。

SMS利用の可否

通 信 間	SMS利用の可否
携 帯 電 話⇄新型PHS端末間	◎
携 帯 電 話⇄現行PHS端末間	×※
新型PHS端末⇄現行PHS端末間	○**

※ 送信元にエラーを表示

** 新型PHSでは半角160文字まで扱えるが、現行PHSは半角90文字までであり、90文字を超える文章では91文字以降は途切れる。なお、新型PHS端末⇒現行PHS端末へのSMSはSMSセンター（サーバー）経由、現行PHS端末⇒新型PHS端末へのSMSは端末間直接伝送方式である。

3 選択中継サービスの利用

利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSの間で、選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じないためにも、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが望ましい。（中略）携帯電話の需要増加が見込まれる中、携帯電話及びPHSの利用動向や選択中継サービスの利用動向を注視しつつ、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる（情報通信審議会答申より）。

現在、携帯電話への選択中継サービスを提供している事業者数は8社となっている。平成25年11月1日から一部の事業者がPHSあての選択中継サービスを開始。それ以外については、携帯とPHS間の番号ポータビリティの施行期日までにサービスを開始する予定。

パブリックコメントで提出された 番号指定に関する意見への総務省の考え方について

パブリックコメントにおいて、総務省から電気通信事業者への携帯電話及びPHSの電気通信番号の指定に関する意見が出された。

本意見は、現行の電気通信番号規則では、070-1～4又は070-7～9番号は携帯電話サービスを提供する電気通信事業者に対して、070-5、6番号はPHSサービスを提供する電気通信事業者に対して電気通信番号が指定されることとなっているが、本件省令改正案により、携帯電話又はPHSサービスを提供する事業者に対して、任意の070番号を指定することが可能になることに起因している。

そこで、従前とは異なる電気通信番号を指定する（070-1～4又は070-7～9番号をPHSサービスを提供する電気通信事業者に、070-5、6番号を携帯電話サービスを提供する電気通信事業者に対して指定する）場合には、想定外の改修コストや改修期間等への影響が発生することを懸念している。

そのため、総務省から電気通信事業者へ指定する電気通信番号については従前のおり、070-1～4又は070-7～9番号については携帯電話サービスを提供する電気通信事業者に対して、070-5、6番号についてはPHSサービスを提供する電気通信事業者に対して指定することを要望するというもの。

これに対する、総務省の番号指定に関する考え方は次のとおり。

電気通信番号の指定については、総務大臣が行うこととなっている。（※）
可能な限り、利用者に負担を求めることとなる改修コスト等が発生するような電気通信番号の指定は行わないことが適当と考える。

そのため、総務省から電気通信事業者への番号指定については、引き続き、従前のおり指定して行くこととしたい。

〔 ・ 070-1～4又は070-7～9番号：携帯電話事業者
・ 070-5、6番号：PHS事業者 〕

なお、電気通信番号がひっ迫して、上記の指定が困難になる場合には、ひっ迫対策（※※）とあわせて、上記の指定を超えた指定を行うかどうか検討することとしたい。

※ 電気通信番号規則第16条

※※ 現在、070-5、6番号については2,000万番号中、1,490万番号を指定済（ただし、加入者数は約531万件（平成25年9月末時点（一社）電気通信事業者協会公表資料））。未指定は510万番号しかなく、携帯電話番号がひっ迫する場合は、根本的な対策が必要。

電気通信番号の指定状況

参考資料

平成25年9月末時点

12

4桁目
090-【1~9】
番号容量
9000万番号
携帯電話番号
(全番号指定済)

4桁目
080-【1~9】
番号容量
9000万番号
携帯電話番号
(全番号指定済)

4桁目
070-【1~4】
番号容量
4000万番号
携帯電話番号
(1370万番号指定済)

070-【5・6】
PHS番号

070-【7~9】
番号容量
3000万番号
携帯電話番号
(未指定)

番号容量:2000万
指定番号数:1490万
契約数:約531万

090-【0】 留 保

080-【0】着信課金

070-【0】 留 保

改正案

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

2 前項第三号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号により識別さ

現 行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

六 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

2 前項第三号及び第四号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号に

れる音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。))に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

より識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。))に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十三号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第五号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 (略)

4 (略)

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第六号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 (略)

4 (略)

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第九号 (第10条第1項第1号関係) (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0、5及び6を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

70CDEFGHJK (Cは5及び6に限る。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第九号 (第9条第1項第6号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第十号 (第10条第1項第1号関係) (略)

第十号 (第10条第1項第2号関係) (略)

第十一号 (第12条関係) (略)

第十二号 (第13条関係) (略)

第十一号 (第10条第1項第2号関係) (略)

第十二号 (第12条関係) (略)

第十三号 (第13条関係) (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<p><u>8 第9条第1項第4号</u>に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<p><u>8 第9条第1項第4号</u>に規定するもの</p>	<p>1 <u>電波法施行規則第4条第1項第6号</u>に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u></p> <p>3 <u>緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u></p>
<p><u>9 第9条第1項第5号</u>に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<u>9</u> <u>第9条第1項第5号</u> に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)

注1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

<u>10</u> <u>第9条第1項第6号</u> に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)

注1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第9条第1項第4号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

改正案

現行

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」、「020」、

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第6号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」（電気通信番号

「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8 (略)

規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号、「070」(電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号)、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数	(2) うち 呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数	(2) うち 呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	

1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号の電気通信番号	70、80又は90から始まる電気通信番号				
<u>6</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第4号</u> の電気通信番号	20から始まる電気通信番号				

1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号の電気通信番号	70、80又は90から始まる電気通信番号				
<u>6</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第4号</u> の電気通信番号	<u>70から始まる電気通信番号</u>				
<u>7</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第5号</u> の電気通信番号	20から始まる電気通信番号				

<u>7</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>5号</u> の電 気通信番 号	881から 始まる電 気通信番 号				
<u>8</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 1号の電 気通信番 号	60から始 まる電気 通信番号				
<u>9</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 2号の電 気通信番 号	50から始 まる電気 通信番号				

<u>8</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>6号</u> の電 気通信番 号	881から 始まる電 気通信番 号				
<u>9</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 1号の電 気通信番 号	60から始 まる電気 通信番号				
<u>10</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 2号の電 気通信番 号	50から始 まる電気 通信番号				

<u>10</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 3号の電 気通信番 号	A B O か ら始まる 電気通信 番号				
合 計					

注1～5 (略)

<u>11</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 3号の電 気通信番 号	A B O か ら始まる 電気通信 番号				
合 計					

注1～5 (略)

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK	5 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK
<u>6</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第4号</u> に規定する電気通信番号	20CDEFGHJK	<u>6</u> <u>電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号</u>	<u>70CDEFGHJK</u>
<u>7</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第5号</u> に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字	<u>7</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第5号</u> に規定する電気通信番号	20CDEFGHJK
<u>8</u> 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK	<u>8</u> 電気通信番号規則 <u>第9条第1項第6号</u> に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
<u>9</u> 電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK	<u>9</u> 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK
		<u>10</u> 電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK

<p><u>10</u> 電気通信番号規則第10条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</p>	<p>A B O D E F G H J 又は A B O D E F G H J K</p>
--	---

- 注1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。
- 2 10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

<p><u>11</u> 電気通信番号規則第10条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</p>	<p>A B O D E F G H J 又は A B O D E F G H J K</p>
--	---

- 注1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。
- 2 11の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。